

広島地方最低賃金審議会
第４回広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和 7 年 8 月 18 日(月) 9 時 29 分～15 時 10 分		
開始場所	広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県最低賃金の改正決定について 事務局から前回専門部会の審議経過及び全国の結審状況について説明を行った後、審議が行われた。 (1) 使側委員からは、引上げ額について前回から変更はなく 44 円とし、発効日については、「しっかり準備する期間が必要。」との意見表明がなされた。 労側委員からは、引上げ額は前回に引き続き 70 円が提示され、発効日については、「速やかに発効していただきたい。」との意見表明がなされた。 続いて個別協議に移り、公益委員が労側・使側と慎重に協議を重ねたが、労使の提示額の差は埋まらず公益案を出すに至った。 (2) 部会長は、引上げ額 65 円、発効日を 11 月 1 日とする公益案を提示した。 その理由として、「最低賃金決定の法定 3 要素のうち、①労働者の生計費については、広島市、福山市の消費者物価指数（総合）が昨年より上昇し、特に生活に欠かせない食料品（気象に大きく左右される生鮮食品を除いたもの）及び光熱水道費について、昨年を大幅に上回る上昇がみられるなど、引き続き、最低賃金近傍の労働者に与える影響が懸念される。②賃金については、賃金改定状況調査結果の賃金上昇率と春闘における賃金引上げ状況は、概ね昨年を上回っているが、いわゆる防衛的賃上げを実施している企業が存在している状況は否めない。③通常の事業の賃金支払能力については、輸出におけるアメリカの関税措置の影響が懸念され、また、不十分な価格転嫁により、賃上げの原資を確保することが難しい中小企業も多く存在している状況は否めない。一方、日銀広島支店の広島県の金融経済月報（2025 年 6 月）の概況では広島県の景気は緩やかな回復基調にあるとされ、中国財務局の法人企業景気予測調査（令和 7 年 6 月）の景況でも、県内景気の先行き見通しは、業種別、規模別いずれも上昇超に転じる見通しとなっている等、現時点での景況感、上向き傾向にあることが示されている。また、広島県の地域情勢として、令和 7 年 5 月分の管内雇用情勢で、有効求人倍率が 1.45 倍で全国第 7 位、中国地方第 2 位となっており、さらに、広島県内で働			

く外国人技能実習生は、令和6年10月末時点で前年より増加の18,737人と中国地方5県の約5割を占め、全国7位の人数である。」旨が説明され、「引上げ額については、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を最も重視して最低賃金額を引き上げる必要があり、法定3要素を総合的に勘案して6.4%引上げ、引上げ額65円が妥当」、また、発効日については、最低賃金近傍労働者に改正最低賃金額を速やかに波及させるため、できる限り早い段階で発効すべきとの意見の一方で、近年の最低賃金の大幅な引上げに伴い、最低賃金改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応等への意見があり、これらを総合的に勘案して11月1日が妥当である。」旨の判断を行ったと説明された。

さらに、答申に当たっては、政府等に対して中小企業・小規模事業者への支援や発効日の審議に関する要望を行う旨が説明された。

- (3) 公益案が示された後、使側委員から「使用者委員としては、一貫して目安額63円は中小・小規模事業者にとって大変厳しく、経営実態を全く理解していない額であると主張してきたが、それを超える額が提示されたことは大変残念である。法定3要素に関するデータと明確な根拠に基づく納得感ある審議を求めてきたが、生計費のみに重点を置いた結論になったことは大変遺憾である。今回の引上げによる事業者への影響は計り知れないものとなった。価格転嫁率は未だ50%であり、賃上げ原資がない中で引上げは、廃業する事業者の増加が予想される。政府に対しては、特に、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資や省力化を支援する各種施策を拡充するとともに、価格転嫁対策を対消費者分野においても徹底するため、国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につながる取組を継続的に実施し、中小・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を求める。また、年収の壁については、就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期の人手不足に拍車がかかる状況があることから、制度の抜本的見直しを要望する。発効日については、今回11月1日と配慮いただいたが、今後ともさらなる審議をお願いする。」旨の発言があった。

労側委員から「改定額について、目安プラスアルファと、広島県としては久しぶりに目安を超える結果が出せたのは、最低賃金近傍で働く皆さんに少しでも良い結果となった。発効日にはこだわりを持っており、強く述べさせていただいたが、今回に限り、特例ということで11月1日に納得した。審議会の方でもしっかりと議論していこうと思っている。時間をかけて使用者と議論を行う機会を設けていただき感謝する。」旨の発言があった。

その後、公益案で示された引上げ額と発効日について採決を行った結果、引上げ額については公益・労側全員賛成、使側全員反対、発効日については全会一致で公益案が議決され、部会長は事務局に部会長報告案の作成を指示した。

事務局は「広島県最低賃金を1時間1,085円とすること」、「発効日を令和7年11月1日とすること」及び付帯文を付した「広島県最低賃金の改正決定に関する報告書」を作成配付した後、内容を読み上げた。

部会長が各委員に報告書案について意見を求めたところ、特になかったため、第564回広島地方最低賃金審議会へ報告することとして、本部会を閉会した。